

## 第22号議案

### 品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例

品川区立区民住宅条例（平成5年品川区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第4条第1項第1号中「もしくは配偶者」を「、配偶者」に改め、「。）」の次に「もしくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第2号中「親族」の次に「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項第2号中「区内に」の次に「住所もしくは」を、「または」の次に「勤務先を」を加える。

第19条第1項第1号中「または三親等内の血族もしくは姻族」を「、三親等内の血族もしくは姻族またはパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第20条第1号中「あったこと」の次に「、同居者の成長のため明らかに狭小とみられる住宅に入居していること」を加える。

## 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説明) 申込者の資格要件および住宅の住替え要件等を緩和する必要がある。